

事務事業評価シート (評価対象年度：令和元年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	障害児通所給付事業					②事業番号	4310
③事業類型	1. 法上(必須)事業			④開始年度	平成 24 年度	⑤終了予定年度	年度 ○ 設定なし
⑥根拠法令等	○ 法令	○ 条例	○ 規則	○ 要綱	○ 計画等	○ その他	法令等の名称 児童福祉法
⑦実施手法	○ 直営	○ 全部委託	○ 一部委託	○ 補助・負担	○ その他		
⑧関連予算科目コード	款	3	項	2	目	9	細目 1
⑨担当部名	健康福祉部			⑩担当課名	保育子育て支援課		会計 一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 障害児通所支援の給付を必要とする18歳未満の子ども	① 児童数(0～17歳)	人
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等、障がい児通所支援事業の利用を希望する保護者(児童)に対し、申請書により聞き取りを行い、個々の支援の必要性を把握する。また、児童福祉法に基づき、申請を受け付け、審査を行う。	① 通所受給者証発行数	件
	②	
	③	
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
申請者に対し、支給決定をし、受給者証を発行する。 障がい児通所支援事業所に対し、給付費の支払いをおこなう。 対象となる児童の適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、必要な療育が受けられるように努める。また、保護者の就労支援やレスパイトケアがなされるよう支援する。	① 年間延べ利用人数	人
	計算式	
	② 給付費支払額	千円
	計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
関係機関協力のもと個々の子どもに応じた支援及び必要な療育を受けることにより、日常生活又は社会生活が営める。また、保護者が安心して子育てができるようになる。	政策(章)	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	1 子どもと大人が夢や希望を持ち、ともに成長できるまちをめざします
	施策中	2 子育てしやすい環境の整備
	施策小	2 発達支援・障害児支援の充実

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	
対象指標①	児童数(0～17歳)	人	10,626	10,243	9,900	—	—	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	通所受給者証発行数	件	288	302	316	—	—	
活動指標②								
活動指標③								—
成果指標①	年間延べ利用人数	人	3,202	3,207	3,486	—	—	
成果指標②	給付費支払額	千円	411,052	430,793	466,051	480,626		
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.65	0.95	0.90	0.90		事業費などの推移における特殊要因などの説明
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.80	0.80		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	5,220	7,702	8,275	8,275		—
	直接事業費	千円	411,717	431,566	466,852	481,658		
	総事業費	千円	416,937	439,268	475,127	489,933		
財源内訳	国庫支出金	千円	208,840	221,372	241,117	240,238		—
	府支出金	千円	102,763	107,698	116,513	120,269		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	105,334	110,198	117,497	129,426		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	障がい児支援を強化するため、児童福祉法が平成24年度に改正されたため。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	事業の認知度があがるにつれ、利用者数やそれに伴う事業所の数が年々増加している。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

[1]目的妥当性(必要性)			A.高い	B.やや高い	C.やや低い	D.低い	[1]の評価	A
評価項目		評価及び理由・説明等						
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。		ア. する イ. ある程度 ウ. しない	個々の子どもに応じた支援、必要な療育を受けることができる。					
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)		ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	児童福祉法により規定されている。					
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)		ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	児童福祉法により規定されているため、対象、単価等については社会環境に適している。事業内容としては、市内に公立の児童発達支援センターもあり、他団体と比べても先進的な事業となっている。					
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。		ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	児童福祉法に規定されているため、廃止できない。					

[2]有効性			A.高い	B.やや高い	C.やや低い	D.低い	[2]の評価	A
⑤期待どおりの成果が得られていますか。		ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	支給決定に際し、相談支援専門員による計画に基づいて行うため、利用者にとって必要な療育の提供が行われていると考える。					
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)		ア. ある イ. ない	療育が必要な児童に適切にサービス提供ができるよう、情報提供に努める。					
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。		ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	令和2年4月より、機構改革により、障害福祉課へ事業移行となる。					

[3]効率性			A.高い	B.やや高い	C.やや低い	D.低い	[3]の評価	A
⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)		ア. ある イ. ない	今後も制度改正や報酬単価の見直しが見込まれる。請求事務にかかるシステムの導入など、業務の効率化を図る。					
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)		ア. ある イ. ない	児童福祉法施行規則等で規定されている。					

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A:現状のまま事業を進めることが適当 B:課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C:課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D:事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	今後も円滑なサービスが提供できるよう、適正な運営が必要である。	

5. 改革、改善案【ACTION】

＜今後の方向性＞

イ

ア. 現状のまま継続

イ. 見直しのうえで継続

ウ. 終了
(年まで)

エ. 休止
(年から)

オ. 廃止
(年から)

b

＜今後の展開方針＞
a. 重点化する(集中的なコスト投入)
b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える)
c. 効率化する(コストを下げる)
d. 簡素化する(規模を縮小する)
e. 統合する(他の事務事業と統合する)

①改革、改善の具体案、実施年度など	令和2年度より、所管が障害福祉課へ変更。
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	年々発行数が増えており、また事業所から提出された計画書をチェックするため、迅速かつ適切な事務処理を行うため、制度について習熟した専門性の高い職員の配置が必要である。